

北海道芸術高等学校（広域通信制）いじめ防止基本方針

（法的根拠）

- 1 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条において、すべての学校は、学校いじめ防止基本方針を策定することが義務づけられている。
- 2 北海道いじめの防止等に関する条例（平成26年北海道条例第8号）第11条3において、「北海道いじめ防止基本方針」は、学校法人の設置者が設置する学校を対象とする。

（北海道芸術高等学校 いじめ防止基本方針）

- 1 芸術を通して、高い倫理観・道徳律を養い、コミュニケーション能力・感性に富んだバランスの良い生徒を育成することを教育目標としている。そのため、個々生徒のもつ潜在的能力を引き出し、生徒と教職員や生徒同士がともに敬愛し人間関係を形成するコミュニケーション力の育成することを大切にしている。生徒一人一人に耳を傾け親身になって相談するとともに、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(いじめに関する重大事態対応)

- 1 本校及び各キャンパスでいじめに関する重大事態の発生したとき、学校設置者の指導・助言のもとに、直ちに調査組織を設けるとともに、事実関係を明確にする。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供し、調査結果を学校の設置者に報告する。学校及び各キャンパス、学校法人本部、関係機関との連携を密にし、重大事態の対応に最善の努力をする。

(いじめ防止への具体的行動)

- 4 いじめ防止への主な具体的行動は次の通り。
 - (1) 生徒・保護者・教職員への啓発活動の推進
 - (2) 全教職員のカウンセリング・マインドのための研修
 - (3) 生徒、保護者を対象としたアンケートの実施
 - (4) 外部機関との連携強化